資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十八年十一月一日

大阪府貝塚市新町一四番二〇号

有限会社トクノ興産

代表取締役　徳野　吉智

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千一百万円減少し九百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年十月二十六日

掲載頁　九十三頁（号外第二三六号）

平成二十八年十一月一日

大阪市北区東天満二丁目九番三号オーパスビル五F

株式会社戦略M&A研究所

代表取締役　倉橋　敏文

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千五百五十万円、資本準備金の額を六千百五十万円減少し、それぞれ一千万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.siiis.com/

平成二十八年十一月一日

東京都港区南麻布二丁目一二番三号

株式会社MYオフィス

代表取締役　山本　雅通

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十八年十二月三十一日を基準日と定め、平成二十九年一月一日午前零時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を十株とする株式分割により株式の割り当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十八年十一月一日

東京都中央区日本橋本町四丁目八番一五号

株式会社アクロホールディングス

代表取締役　小野賀津雄

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年十二月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年十一月一日

東京都江戸川区平井六丁目五番一八号

高木炭酸株式会社

代表取締役　髙木　資夫

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年十一月十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年十一月一日

東京都港区南青山七丁目一番五号コラム南青山

株式会社セキュリティデザイン

代表取締役　村上　勝家

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年十一月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年十一月一日

愛知県豊橋市花田町字中ノ坪五三番地

宮川工機株式会社

代表取締役　宮川　嘉隆

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年十一月十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年十一月一日

北九州市小倉北区馬借二丁目六番八号

株式会社アクシス・ワン

代表取締役　垂水　繁幸

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十八年十二月二日までに当社にご提出下さい。

平成二十八年十一月一日

新潟県長岡市石動南町三番地一五

坂井商事株式会社

代表取締役　永井　俊雄

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である平尾健太郎が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年十一月一日

シンガポール共和国〇四八四二三クロスストリート一八、#一四―〇三／〇四

東京都港区虎ノ門二丁目一番一号

MOL BULK CARRIERS PTE.LTD.

日本における代表者　平尾健太郎

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である井出清彦が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年十一月一日

東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号

スターリング・GK・ホールディング・リミテッド

日本における代表者　井出　清彦

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である井出清彦が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年十一月一日

東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号

スターリング・リアルティ・ホールディング・リミテッド

日本における代表者　井出　清彦

限定承認公告

本籍香川県三豊市高瀬町下麻一七八八番地、最後の住所神奈川県横浜市中区末吉町三丁目四七番地一トーカン伊勢佐木町キャステール五一三号室　被相続人　亡　髙畑　正雄

右被相続人は平成二十八年七月六日死亡し、その相続人は平成二十八年十月十一日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月一日

東京都新宿区新宿四―一―二二新宿コムロビル七階二号室

相続財産管理人　髙畑　文音

限定承認公告

本籍佐賀県唐津市朝日町一〇七一番地三九、最後の住所大阪市生野区中川一丁目二番二三号アルタスハイム中川四〇五

被相続人　亡　山口　隆一

右被相続人は平成二十七年十二月三日死亡し、その相続人は平成二十八年十月二十四日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月一日

大阪府堺市中区深井中町一一六一番地二三

相続財産管理人　山上　一美

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金三億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十八年三月十六日付官報の号外第五十八号八十八頁に掲載されています。

平成二十八年十一月一日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号

平塚新町プロパティー特定目的会社

取締役　松澤　和浩

債権申出の公告（第一回）

当基金は、加入員の数が政令で定める数未満となったことにより解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十一月一日

兵庫県神戸市灘区大内通四丁目五番八号

K・C・C・勤労者財産形成基金

清算人　布施　啓顕

訂正公告

平成二十八年十月二十一日（本紙第六八八三号）掲載の限定承認公告中、限定承認者濱崎　光子の住所「佐賀県多久市多久町大字多久原三一五六」とあるは「佐賀県多久市北多久町大字多久原三一五六」の誤りにつき訂正いたします。

平成二十八年十一月一日

扱店

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十一月一日付第二四二号九

六ページ●同日付政府調達第二〇五号六四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）（配送料別）